

厚生労働省和歌山労働局発表
令和3年9月6日(月)

担当	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部健康安全課 健康安全課長 三浦 玲 産業安全専門官 岩手 忠彦 電話 073(488)1151 FAX 073(475)0113
----	--

令和3年度「全国労働衛生週間」等を実施します

～ヘルシーボディのための取組を実施しましょう！～

厚生労働省では、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保を目的として、「全国労働衛生週間」を実施します(別添1)。また、健康診断やその結果に基づく措置について、改めて徹底を促進することを目的として、「職場の健康診断実施強化月間」を実施します(別添2)。

和歌山労働局(局長 ^{いけだますみ}池田真澄)では、和歌山県内の関係団体などに、長時間労働による健康障害の防止対策、化学物質に起因する労働災害の防止対策、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等について要請しました。また、サイトページ「全国労働衛生週間を実施します!」、「ヘルシーボディのための取組を実施しましょう!」を特設するなど、働く人の健康の保持増進に向けた取組を促してまいります(別添3～4)。

令和3年度「全国労働衛生週間」

10月1日から7日まで(9月1日から30日までは準備期間、職場の健康診断実施強化月間)

スローガン

「向き合おう! 心とからだの健康管理」

スローガンの趣旨: 事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るもの。

副スローガン

「うつらぬ うつさぬ ルールとともに みんなで守る 健康職場」

副スローガンの趣旨: 事業場における更なる新型コロナウイルス感染症の感染防止の徹底を呼び掛けるもの。

特設サイトページ

全国労働衛生週間を実施します!

https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/kenkouanzenka_20211001.html



ヘルシーボディのための取組を実施しましょう！

https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/kenkouanzenka_19910202.html



【別添資料1】令和3年度 全国労働衛生週間リーフレット

【別添資料2】9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

【別添資料3】健康の保持増進（ヘルシーボディ）のための取組を実施しましょう！

【別添資料4】一般定期健康診断実施状況・健診項目別有所見率の状況

【別添資料5】職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため
～取組の5つのポイント～を確認しましょう

【別添資料6】職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための
チェックリスト

第72回 全国労働衛生週間

令和3年10月1日(金)～7日(木) [準備期間: 9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

向き合おう！ ことごとからだの 健康管理

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で72回目になります。また、今年「全国労働衛生週間」を契機に、職場における新型コロナウイルス感染症防止に取り組む事業場が活用しやすいよう、「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」を副スローガンとして決めました。

各職場においては下記の様々な取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行う

詳細は下表をご覧ください

- ・過重労働による健康障害防止対策
- ・職場におけるメンタルヘルス対策
- ・職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組
- ・労働災害予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくり
- ・化学物質による健康障害防止対策
- ・石綿による健康障害防止対策
- ・職場の受動喫煙防止対策
- ・治療と仕事の両立支援対策
- ・職場の腰痛の予防対策
- ・職場の熱中症予防対策の推進
- ・テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

準備期間に実施する事項（重点事項）（要綱より抜粋）

過重労働による健康障害防止	時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進および労働時間などの設定の改善によるワーク・ライフ・バランスの推進 事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
メンタルヘルス対策	事業者によるメンタルヘルスカケアを積極的に推進する旨の表明 衛生委員会などの調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価および改善 4つのメンタルヘルスカケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフなどによるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ほか
職場における新型コロナウイルス対策	職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施
高齢労働者の健康づくり	「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に沿った取組の実施 高齢労働者の安全衛生対策に関する支援（エイジフレンドリー補助金等）の活用 ほか
化学物質による健康障害防止対策	中小規模事業場を中心とした特別規則の遵守の徹底、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認 SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づきリスク低減対策の推進 ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進 ほか
石綿による健康障害防止対策	建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における吹付石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底 石綿にはく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止 ほか
受動喫煙防止対策	「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく必要な対策の実施 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
治療と仕事の両立支援	事業者による基本方針などの表明と労働者への周知 相談窓口などの明確化 治療と仕事の両立を支援するための制度導入などに関する助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用 研修などによる両立支援に関する意識啓発 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
その他	職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 「STOP 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進

準備期間に実施する事項（その他）（要綱より抜粋）

労働衛生3管理の推進など

作業の特性に応じた取組の推進

東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

主な取組事項については、以下の情報や支援体制等をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています



<https://www.johas.go.jp/tabid/1689/Default.aspx>

産業保健総合支援センター

検索

産業保健関係助成金

検索

メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策に関する、法令・通知・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」が利用できます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei12/>



働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話・SNS相談窓口を設置しているほか、職場復帰支援の取組事例などを紹介しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

こころの耳

検索

職場における新型コロナ対策

職場における感染症防止対策の基本事項「取組の5つのポイント」やチェックリスト、各種リーフレットをはじめとした、感染予防や健康管理に関する情報を提供しています。

（職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

厚労省 職場の感染対策

検索

働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様な柔軟な働き方の実現などのための措置を講じます。

（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

（働き方改革特設サイト）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>



働き方改革

検索

治療と仕事の両立支援

ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の取組事例、相談支援機関、シンポジウム等を紹介しています。

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



治療と仕事の両立

検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援します。

（職場における受動喫煙防止対策について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/kitsuen/index.html



【受動喫煙防止に関する各種支援事業】

- ・受動喫煙防止対策補助金
- ・受動喫煙防止対策に関する相談事業

職場 受動喫煙

検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施していただくための情報を提供しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

溶接ヒューム等ばく露防止対策

屋内で継続してアーク溶接作業を行う作業場に対してばく露防止対策のための測定実施の支援をしています。

（有害物ばく露防止対策補助金申請）

<http://www.zeneiren.or.jp/hazardous/index.html>



有害物ばく露防止対策補助金

検索

高齢労働者の健康づくり

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」や「エイジフレンドリー補助金」等を紹介しています。

（高齢労働者の安全衛生対策について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/newpage_00007.html



高齢労働者

検索

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です 「医療保険者との連携」と「新型コロナウイルス対策」をお願いします

厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的・重点的な啓発を行っています。月間中は、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底を事業者の皆さまに改めてお願いしています。令和3年度 強化月間の**重点周知事項**は、以下の2点になります。

事業者の皆さまには、自身の事業場における健康診断の実施状況等を改めてご確認いただき、適切な実施へのご協力をお願いします。

1. 医療保険者との連携

医療保険者¹から従業員の健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療保険者が行うこととされている特定健康診査については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を既に実施した方については、実施を全部又は一部免除することとなっています。事業者の皆様におかれましては、**医療保険者から求められた場合は、従業員の健康診断の結果を提供していただくようお願いします²**。

また、特定健康診査の実施対象ではない40歳未満の方についても、医療保険者が事業者から健康診断の結果を入手し、保健事業に活用することを可能とする**改正健康保険法等が令和4年1月に施行されます**。

このため、**40歳未満の従業員についても**、施行後に医療保険者から求められた場合は、健康診断の結果を提供していただくようお願いします。

なお、健康診断の実施に当たっては、医療保険者への情報提供や連携を円滑に行うため、厚生労働省HPに掲載している³「**モデル健康診断委託契約書**」や「**一般健康診断標準問診票**」をご活用ください。



資料はこちら

1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

2：法律に基づく第三者提供であるため、個人情報の保護に関する法律上、本人同意の取得が不要です。

3：「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」で検索して出てくる厚生労働省HPのサイトから、「定期健康診断実施関係」に入って取得して下さい。（右のQRコードで当該ページが開けます。）

2. 新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルス感染症の影響による延期分の早期かつ計画的実施にご協力ください

新型コロナウイルス感染症の影響等によって健康診断実施機関等の予約が取れない場合など、やむを得ず法定の期日までに健康診断を実施することが困難な場合も考えられるところです。そのような場合には、**健康診断実施機関と協議の上、できるだけ早期に健康診断を実施できるよう実施計画を立て、計画に基づいて実施する必要があります**。実施計画を立てるに当たっては、昨年度以降の健康診断実施状況を確認の上、確実に実施できる計画を立てるようにしてください。

また、実施に当たっては、いわゆる「**三つの密**」を避け、**十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において、実施してください**。労働者が新型コロナウイルス感染症を気にして受診を控えようとしている場合は、健康診断の会場では換気や消毒を行うなど感染防止対策に努めていることを説明するとともに、受診を促していただくようお願いします。

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（抜粋）

令和3年8月 日付け基安発08 第 号

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (6) 令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等
- (7) 平成30年3月29日付け基安発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

2 取組を実施上での留意点

- (1) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
 - ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
 - イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。
 - ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。
- (2) 1の(4)について、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず法定の期日までに実施することが困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、当該計画に基づき実施していただきたいこと。

また、これらの健康診断の昨年度以降の実施状況を確認の上、確実に実施できる計画を立てること、実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることなどについて、併せて周知を行っていただきたいこと。

また、別添1のリーフレットの活用等により、労働者に対して、労働者は健康診断の受診義務があることを周知していただきたいこと。

併せて、管内外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）（1）の周知を行っていただきたいこと。

- (3) 1の(5)及び(6)については、事業者が高確法に基づいて安衛法に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供しなければならないことを知らないこと等により、中小企業等における取組が進んでいないといった指摘がある。医療保険者への健康診断の結果の情報提供により、コロナヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づき、高確法に基づく定期健康診断のうち

特定健康診査に相当する項目の結果の提供の義務について、別添2及び別添3のリーフレットの活用等により、改めて周知を行っていただきたいこと。

なお、令和3年6月11日に健康保険法（法律第66号）が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられたところであり、別添2のリーフレットを用いて、併せて周知を行っていただきたいこと。

- (4) 1の(7)については、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、別添4のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただくこと。
- (5) このほか、子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、事業者や健康診断実施機関等から女性従業員に対し、健康診断実施時に周知を行っていただきたいこと。

3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の通達、ガイドライン等に係る取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和2年3月31日最終改訂）に基づく取組
- (2) 「地域・職域連携推進ガイドライン」（これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会、平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
- (3) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に向けた対応
 - ア 「取組の5つのポイント」（2）を用いた取組状況の確認
 - イ 実践例を盛り込んだリーフレット（3）や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（4）等を活用した取組
 - ウ 「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」（5）に基づく取組
- (4) 職場における感染症に関する理解と取組の促進に向けた対応
 - ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、平成28年6月30日改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
 - イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
 - ウ 令和2年1月30日付け基安発0130第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等

(1) 一般定期健康診断問診票の外国語版



(2) 取組の5つのポイント



(3) 職場における感染防止対策の実践例



(4) チェックリスト



(5) 業種・業態別マニュアル



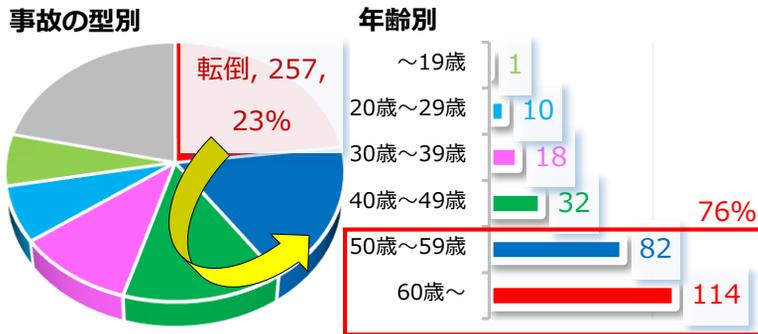
別添1~4のリーフレット等



健康の保持増進（ヘルシーボディ） のための取組を実施しましょう！

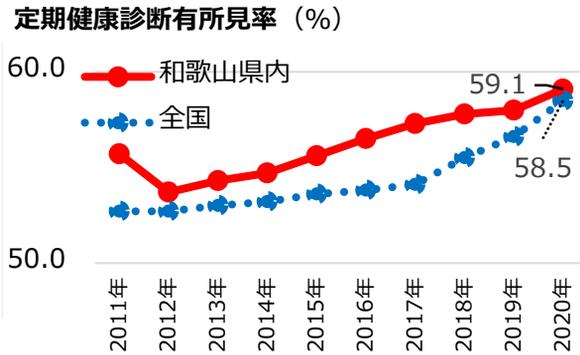
- 人口減少、少子高齢化が急速に加速する中で、人生100年時代が到来が見込まれています。
- この中で、高齢者の就業機会の拡大、サービス産業の進展により、和歌山県内では、**高齢労働者の転倒災害の割合が高くなっており、定期健康診断の有所見率が高くなって**います。
- このことから、労働災害の防止、健康の保持増進のため、**適度な運動、適度な栄養、適度な休養**が重要ですので、**健康の保持増進（ヘルシーボディ）のための取組を実施しましょう！**

転倒災害の状況



出典：労働者死傷病報告

健康診断の状況



出典：定期健康診断結果報告

運動不足、栄養不足、休養不足による健康への影響

○「からだ」への影響

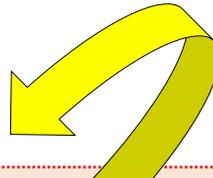
- メタボリックシンドローム（内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態）
- 生活習慣病（脳卒中、がん、心臓病など）
- 運動器疾患
 - ・サルコペニア（加齢に伴う筋力・身体能力の低下した状態）
 - ・ロコモティブシンドローム（運動器の障害による移動機能の低下した状態）
 - ・フレイル（老化に伴う身体能力の低下による健康障害を起こしやすい状態）
- 循環器疾患（脳血管疾患、心疾患など）

○「こころ」への影響

- 精神疾患（統合失調症、うつ病など）

○「しごと」への影響

- ミス、事故（眠気、居眠り、二日酔いなど）
- パフォーマンス、サービスの低下



この取組を実施しましょう！

○適度な運動

- 筋力トレーニング（ウォーキング、階段の上り下り）
- バランス運動（バランスボール、片足スクワット）
- スタビライゼーション（プランク、アブローラー）
- ストレッチング（ヨガ、ピラティス）

○適度な栄養

- エネルギーのバランス（サプリメント、コンビニエンスストア）
- 食物繊維、ビタミン、ミネラルの摂取（野菜、果物）
- 水分の摂取（ミネラルウォーター）※夏は熱中症に注意！

○適度な休養

- 睡眠（早寝早起き）
- リラクゼーション（ヒーリング）

詳細はこちら↓



https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/kenkouanzenka_19910202.html

↑取り組みやすい運動、栄養の摂取、休養について紹介します。

出典：e-ヘルスネット



関係条文

◎労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）

第七章 健康の保持増進のための措置

（健康教育等）

第六十九条 **事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。**

2 **労働者は、**前項の事業者が講ずる措置を利用して、**その健康の保持増進に努めるものとする。**

（体育活動等についての便宜供与等）

第七十条 **事業者は、**前条第一項に定めるもののほか、**労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。**

（健康の保持増進のための指針の公表等）

第七十条の二 **厚生労働大臣は、**第六十九条第一項の**事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。**

2 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

（健康診査等指針との調和）

第七十条の三 第六十六条第一項の厚生労働省令、第六十六条の五第二項の指針、第六十六条の六の厚生労働省令及び前条第一項の指針は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

（国の援助）

第七十一条 国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

関係資料

事業場における労働者の健康の保持増進のための指針
（最終改正 令和3年2月8日付け健康保持増進のための指針公示第8号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000616337.pdf>



高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン
（エイジフレンドリーガイドライン）（令和2年3月16日付け基安発0316第1号）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



コラボヘルスを推進してください／定期健康診断等の結果を保険者に提供することにご協力ください（事業者の皆様へ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000753630.pdf>



定期健康診断等の結果を保険者に提供して活用できるようにしましょう（労働者の皆様へ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000753629.pdf>



「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されます（事業主・産業医・その他産業保健関係者の皆様へ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000496135.pdf>



安全で安心な職場をつくるために（第3次産業で働く皆様へ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195.html>



安全で安心な職場をつくりましょう（小売業・飲食店の事業主の皆様へ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073053.html>



派遣労働者に対する安全衛生教育について（製造業で派遣労働者を派遣する派遣元と受け入れる派遣先事業主の皆様へ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073050.html>



別添 4

一般定期健康診断実施状況・健診項目別有所見率の状況（平成28～令和2年）

和歌山労働局

健診実施状況

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
一般定期健康診断実施事業場数	693	705	762	833	803
受診労働者数	69,774	71,628	75,397	81,889	75,451
有所見者数	39,412	41,027	43,579	47,480	44,620
有所見率	56.5%	57.3%	57.8%	58.0%	59.1%

健診項目別の有所見率

項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
聴力(1000Hz)	5.1%	5.0%	5.2%	5.2%	5.3%
聴力(4000Hz)	9.2%	9.1%	9.2%	9.1%	9.0%
聴力(その他)	0.1%	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%
胸部X線検査	3.3%	3.4%	3.7%	3.9%	3.4%
喀痰検査	0.0%	0.0%	1.3%	3.7%	0.7%
血圧	17.5%	18.5%	18.4%	18.5%	20.2%
貧血検査	7.7%	7.4%	7.6%	7.6%	7.1%
肝機能検査	15.0%	15.3%	15.0%	15.6%	17.0%
血中脂質検査	34.4%	33.7%	33.2%	32.7%	34.6%
血糖検査	10.3%	10.2%	10.4%	11.0%	11.4%
尿検査(糖)	2.9%	2.9%	2.7%	2.8%	2.8%
尿検査(蛋白)	5.3%	5.5%	5.8%	5.1%	4.7%
心電図検査	9.8%	9.3%	9.4%	9.6%	10.2%

定期健康診断結果報告のデータによる

一般定期健康診断実施状況・健診項目別有所見率の状況（平成28～令和2年）

全 国

健診実施状況

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
一般定期健康診断実施事業場数	118,031	119,726	120,914	123,354	116,717
受診労働者数	13,650,292	13,597,456	13,617,710	13,757,988	12,480,197
有所見者数	7,338,890	7,353,945	7,559,845	7,792,968	7,301,931
有所見率	53.8%	54.1%	55.5%	56.6%	58.5%

健診項目別の有所見率

項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
聴力(1000Hz)	3.6%	3.6%	3.7%	3.7%	3.9%
聴力(4000Hz)	7.4%	7.3%	7.4%	7.4%	7.4%
聴力(その他)	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%
胸部X線検査	4.2%	4.2%	4.3%	4.4%	4.5%
喀痰検査	1.8%	1.9%	2.3%	2.5%	2.1%
血圧	15.4%	15.7%	16.1%	16.5%	17.9%
貧血検査	7.8%	7.8%	7.7%	7.7%	7.7%
肝機能検査	15.0%	15.2%	15.5%	15.8%	17.0%
血中脂質検査	32.2%	32.0%	31.8%	32.1%	33.3%
血糖検査	11.0%	11.4%	11.7%	11.8%	12.1%
尿検査(糖)	2.7%	2.8%	2.9%	3.0%	3.2%
尿検査(蛋白)	4.3%	4.4%	4.4%	4.3%	4.0%
心電図検査	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	10.3%

定期健康診断結果報告のデータによる

1 全有所見率の推移

和歌山県における全有所見率（健康診断受診者のうち、健康診断項目のいずれか1つでも異常所見のあった者の割合）は、図1のとおり、令和2年は、前年に比べて1.1ポイント上昇し、59.1%でした。

年々増加傾向にあるものの、その増加率は全国に比べると鈍化傾向にあります。依然として全国における有所見率を上回っています。

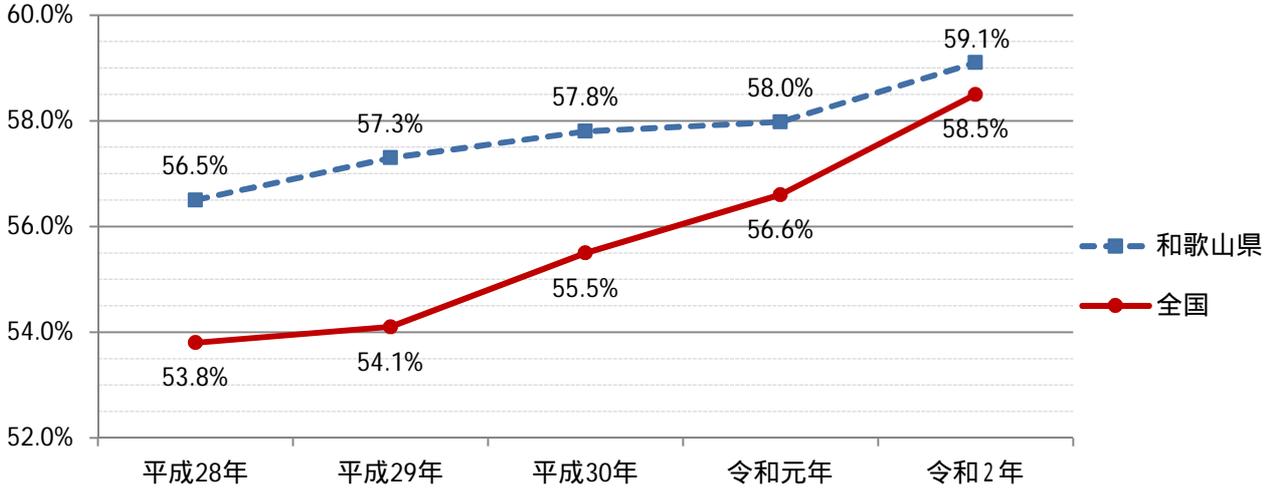


図1 全有所見率

2 血圧の有所見率の推移

和歌山県における血圧検査の有所見率は、図2のとおり、令和2年は、前年に比べて1.7ポイント増加し、20.2%であり、全国における有所見率を大きく上回っています。

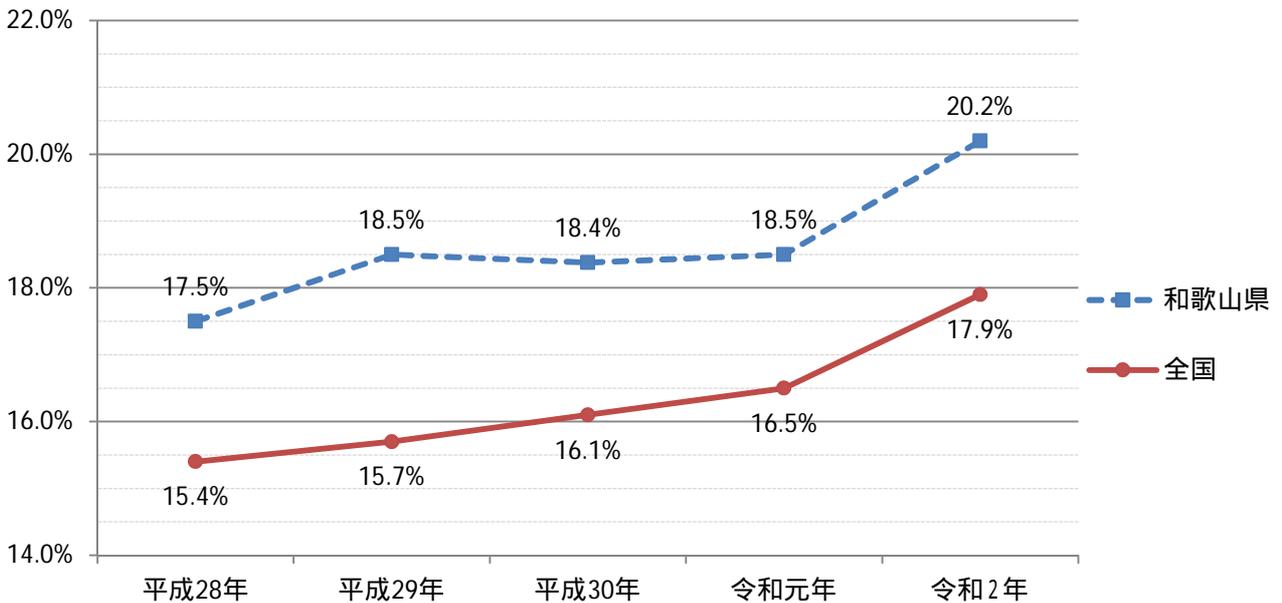


図2 血圧

3 血中脂質検査の有所見率の推移

和歌山県における血中脂質検査の有所見率は、図3のとおり、令和元年までの3年間は年々下降していましたが、令和2年は前年から1.9ポイント上昇し、34.6%でした。

全国における有所見率も上昇しましたが、依然として全国における有所見率を上回っています。

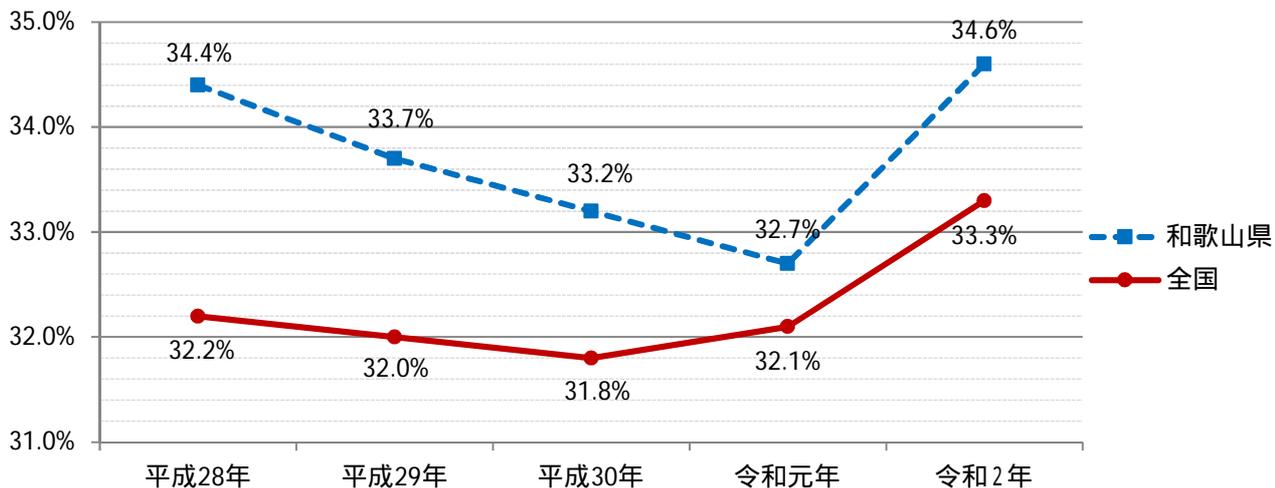


図3 血中脂質検査

4 血糖検査の有所見率の推移

和歌山県における血糖検査の有所見率は、図4のとおり、令和2年は、前年に比べて0.4ポイント上昇し、11.4%でした。

全国における有所見率を下回って推移していますが、その差は詰まってきています。

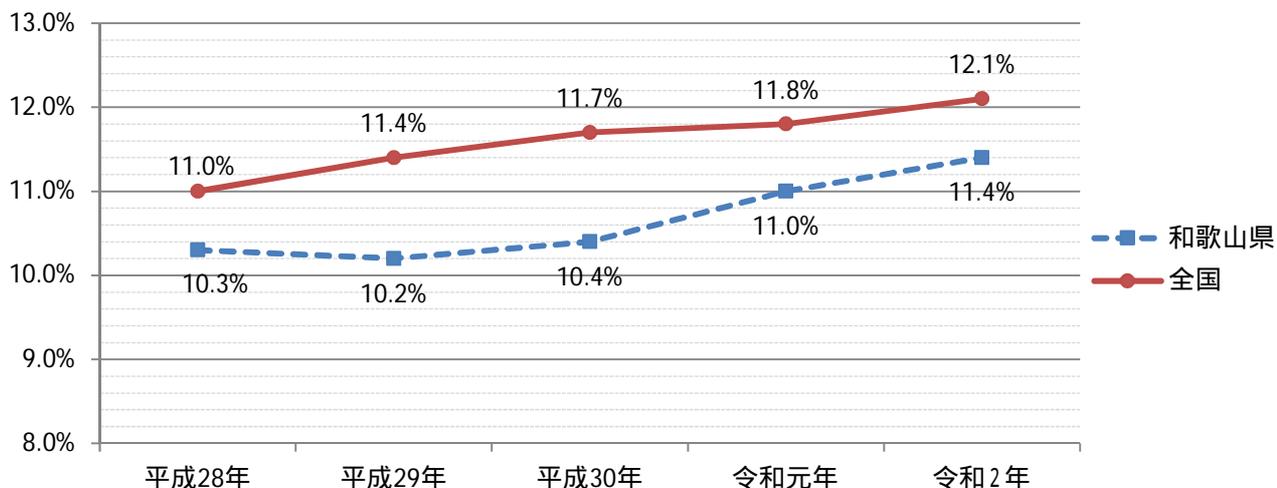


図4 血糖検査

5 心電図検査の有所見率の推移

和歌山県における心電図検査の有所見率は、図5のとおり、令和2年は、前年に比べて0.6ポイント上昇し、10.2%でした。

全国における有所見率を下回って推移していますが、その差は急速に詰まってきました。

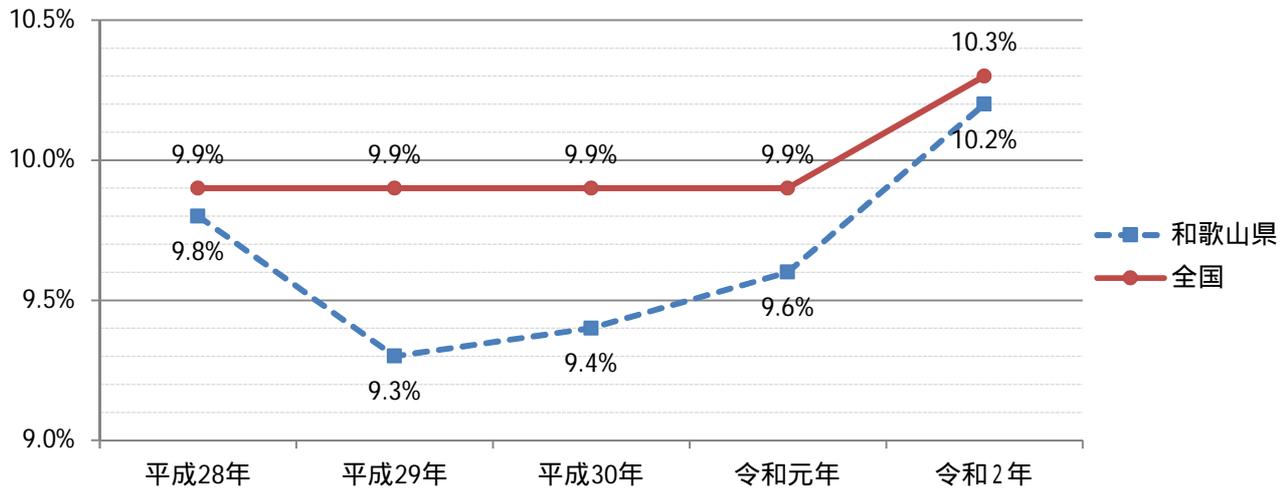


図5 心電図検査

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。

～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。

職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

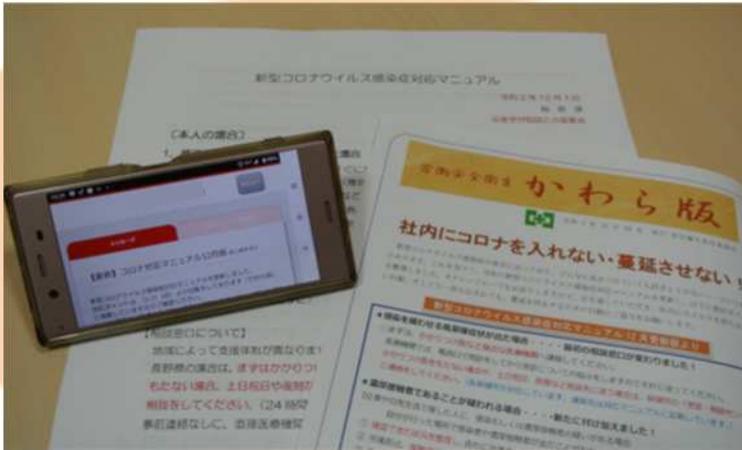
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
[手順]
感染リスクのある社員の自宅待機
濃厚接触者の把握
消毒
関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5 以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

((感染症防止5))	
・ 手洗い うがい 確実に！	・ Rửa tay súc miệng chắc chắn!
・ 十分とろう 睡眠は！	・ Có đủ giấc ngủ!
・ 毎朝検温 忘れずに！	・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
・ 人混み避けよう！マスクせよ！	・ Hãy tránh đám đông! Đặt trên một mặt nạ!
・ 必ず換気 休憩所！	・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときも会話をすると共に、症状がなくともマスクの着用を求めている。	はい・いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 < 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター >

0120-60-3999

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3)三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4)日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時の確認や労働者の日々の体調を確認できるアプリの活用等により、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5)一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(7)新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1)基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2)換気の悪い密閉空間の改善		
	・季節に応じて、リーフレット「『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「熱中症予防に留意した『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」を参照し、適切に換気を行っている。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ

項	目	確認
	・その他()	はい・いいえ
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、昼休みを時間差で設定している。	はい・いいえ
	・寄宿舎や社員寮等の労働者が集団で生活する場でも、三つの密(密集、密接、密閉)の回避をはじめとする基本的な感染防止対策を実施するよう、労働者に周知啓発を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、十分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
	・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)、界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液、有効塩素濃度80ppm以上(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は100ppm以上)の次亜塩素酸水、又は遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の亜塩素酸水による消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液、又は遊離塩素濃度100ppm(100mg/L)以上の亜塩素酸水で手袋を用いて消毒する。	はい・いいえ

項	目	確認
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(8) ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者や同居家族(同居者)にそうした者がいる労働者については、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ

項	目	確認
(2)陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3)その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・クラスター発生時等に濃厚接触者等の特定のために保健所から従業員の情報を求められた場合に備え、日々雇用の者を含む全ての従業員について、電話番号等を含めた連絡先を名簿等の形で把握している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなる場合があります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R3.7.2版